

## 日本心臓ペースメーカー友の会 東京支部規約

平成 21 年 11 月 29 日

(一部改定)

(名 称)	
第1条	当支部は、日本心臓ペースメーカー友の会(以下日本心ペ会という)東京支部と称する。
(事務所)	
第2条	当支部の事務所は東京都練馬区東大泉 5-40-43-204 におく。
(目的および事業)	
第3条	当支部は、日本心ペ会会則第3条の目的に従い、同会則第4条に定める事業を行う。
(会 員)	
第4条	当支部は、日本心ペ会会員であって、原則として東京都(国分寺市・国立市・府中市・立川市・昭島市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・八王子市・福生市・羽村市・あきる野市・青梅市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村を除く)に居住する者をもって会員とする。
(役 員)	
第5条	当支部に次の役員をおく。 支 部 長            1名 副支部長           5名以内 理      事           20名以内 監      事           2名  (2)役員は会員の中から総会において選任する。 (3)役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。 (4)理事会の議を経て、名誉支部長をおくことができる。
(役員職務)	
第6条	支部長は、支部を代表し業務を総括する。 (2)副支部長は、支部長を補佐する。 (3)理事は理事会を構成し、業務を遂行する。 (4)監事は財務状況を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。 (5)名誉支部長は当支部に多大な貢献をされた支部長で、退任後も当支部への助勢と助言を行う。

(相談役)	
第7条	当支部に相談役をおくことができる。 (2)相談役は会議に出席して、意見を述べることができる。
(会議)	
第8条	当支部の会議は、総会および理事会とする。 (2)総会は、毎年1回開催する。 (3)理事会は必要に応じて随時開催する。
(会費)	
第9条	当支部は年会費を徴収する。ただし、寿会員として、88歳以上の会員は会費を免除する。
(経費)	
第10条	当支部の経費は、支部会費及び日本心ペ会より交付される助成金および寄付金その他の収入をもって支弁する。
(役員)	
第11条	当支部の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
(附則)	
本規約に明記していない事項は、日本心ペ会則中、次の各条を準用する。 第17・18・20・21・23・24・27・28の各条	